

# 陳 述 書

平成28年12月21日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告 杉 林 晴 行

1 私は、昭和15年2月5日、呉市で生まれました。私が今覚えている全ての記憶の中でもっと古いものが昭和20年7月1日の夜の呉空襲です。夜間の空襲でした。当時5歳の私は、母に手を引かれて防空ずきんをかぶって防空壕へ逃げこんだのでした。

そして、呉空襲の1か月半後の8月15日、日本の敗戦が確定しました。敗戦の3か月後の11月、私の父が突然メチルアルコール中毒で亡くなりました。おそらく、戦後の混乱の中で密造された粗悪酒を飲んでしまったのでしょう。母は密造酒の売人を警察へ訴えたそうですが、いくら訴えても死んでしまった父が生き返ることなどありえません。私は、おじに手を引かれながら、山の中にある火葬場まで、死んだ父が入った棺桶を大八車で運んだことをはっきりと覚えています。

父が亡くなってからの私たち家族の生活はひどいものでした。当時5歳の私は敗戦後の食糧難をいやというほど経験しました。米や麦などは食べることが出来ず、さつまいもやジャガイモ、山に自生しているしば栗、アケビ、どびん（ブルーベリーに似た小さい木の実）、かつぼん、野イチゴ等を食べて飢えをしのいでいました。栄養失調のせいか、頭はできものだらけでした。ズボンのベルトも買えないので、代わりに荒縄を使っていました。

当時、我が家では犬を飼っており、私もとてもかわいがっていました。ですが狂犬病の注射をするお金がなかったため、最後は犬取りに捕まり、どこかに

連れて行かれてしまいました。

私は幼いころから家計を助けるために山から薪を下す仕事や新聞配達もしました。母も子どもたちに食べさせるため大変な思いをしたことでしょう。

戦中、戦後の私の経験は、終生忘れることが出来ないものであり、そのような過酷な生活を私に強いた戦争を私は許すことが出来ません。

- 2 平成26年7月1日、安倍内閣は「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を行いました。そして、「集団的自衛権行使容認の閣議決定」に基づき、日本が攻撃を受けていないのに他国を先制攻撃する安保保障法制を自民党・公明党の国会議員は成立させました。今かつての戦争と同じ事が繰り返されようとしています。

太平洋戦争は、日本が、昭和16年12月8日にアメリカの真珠湾を先制攻撃したことから始まりました。その翌年6月5日、日本はミッドウエー海戦で敗北し、勝目はなくなりました。しかし、政府は国民に事実を隠し、国民を欺いて戦争を続けました。その結果、昭和20年8月6日に広島に、そして、8月9日には長崎に原爆が投下され、何十万人もの人が命を落としました。そこまでされてようやく日本の敗戦が確定したのでした。

そのような戦争を経験した私の戦争に対する考え方は、如何なる理由があろうとも先制攻撃をしてはならぬということです。なぜ、先制攻撃をしてはならないかと言いますと、世界平和からの要求に反しているからです。世界の国々が専守防衛に徹すれば、地球上から戦争はなくなります。

集団的自衛権行使とは、日本が攻撃を受けていないのに他国へ行き他国の人を殺す、他国の人を殺す手伝いをすることです。このことは、その他国に対する先制攻撃に他なりません。この日本の先制攻撃を受けた国の国民およびその攻撃を受けた国の同盟国の国民に対して、先ず、どうぞ日本の海外にいる在留邦人129万人を殺してください。そしてどうぞ日本を攻撃してください。ど

うぞ日本の原発を攻撃してください。そして日本の国を住めなくしてくださいと言っているようなものです。集団的自衛権による先制攻撃により多くの国民が戦争被害を受けることになるのです。

戦争経験者として言います。戦争による被害は、もう誰にも経験させてはいけないものです。

- 3 このような重大な結果を招く「集団的自衛権行使」を認める安保法制を国民の覚悟を問わずに憲法の解釈変更でしたことは主権者である国民に対する重大な憲法違反であることは明らかです。日本国憲法は、恒久平和を目指しています。このことから、日本はいかなる理由があろうとも先制攻撃はしてはならないのです。

わが国が攻撃を受けていないのに、他国へ行き他国の人を殺す、他国の人を殺す手伝いをする集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」は、憲法前文、第9条に違反していることは明らかです。

訴状において、安保保障法制が明らかに憲法違反をしていることは十分に説明をされています。

このように明らかな憲法違反の安保法制を放置しても良いのでしょうか。原告らに被害が無いとして判断を避けて良いのでしょうか。かつての太平洋戦争で私たちが学んだように、戦争は一旦始まってしまうと、もはや止められないものです。もし戦争が起こってしまい、そこで命を失ってしまえばもはや訴訟は起こせません。あの世から、原告が父を返せ、母を返せ、妻を返せ、子供を返せ、祖母を返せ、祖父を返せ、自分を返せとは言えないのです。

- 4 戦後71年たった今も、制空権はアメリカが握り、原発の廃止も、基地の縮小もできない、通信は傍受され放題の状態です。又、肝心要の日本の政治が日米合同委員会で行われているということです。

この裁判は、日本が日本国憲法を逸脱しアメリカの植民地として生きるのか、それとも独立国として専守防衛に徹し世界平和への道を歩み始めることができるのか。大事な裁判です。

私は、国家の司法権を担う裁判官に、裁判官として、そして国民の一人として憲法を公然と違反する行政府、立法府の行いを正して欲しいのです。そして、私のような経験をせずに済む社会のために力を貸して欲しいと思います。

以上で私の陳述を終わります。 有難うございました。

以上

\*\*\*\*\*

## 陳 述 書

平成28年12月21日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告 上川ひとみ

私の祖父は戦争経験者。祖父、祖母、父は原爆被害者です。祖父はあまり戦争のことについて話しませんでした。今、思うと思い出したくない過去だったでしょう。ですが、私が小学生の頃に聞いた、原爆にあったときのことだけ話してくれたのを覚えています。駅で電車を待っていたときのすごい爆風が起こり、とっさに何かの下に隠れたそうです。とても恐ろしかった。生き地獄だったと言っていました。父はその当時は4歳だったそうです。ほぼ覚えていないとのことでした。ですが、原爆の黒い雨の影響か、肉腫で手術をしたり、最期は癌で亡くなりました。

私の子どもは学校で平和学習を受けています。その内容を聞き、子どもに教

えられたことも多々ありました。子どものおかげで「平和」の有り難がたさを考え、そして戦争がいかに残酷で悲惨なものかを調べ、改めて知ることが出来ました。戦場では人間を人間だと思えなくなるそうです。動物ですら不必要な殺生はほぼしません。

私は、日本という憲法に守られた国、広島の人間として生まれました。立憲主義は「国民のために権力を縛る」「国家権力の乱用を阻止する」。権力から私たちを守ってくれる立憲主義を今、壊そうとしている人たちがいるそうです。原爆ドームという世界遺産のある広島に生まれ、守るべき愛するもの達がいる私には黙っているわけにはいきませんでした。私は孫として娘として意志を受け継ぎ、母として子ども達を守らなければなりません。戦争は幸せを奪います。なぜ同じ過ちを繰り返そうとするのでしょうか？ 私の子どもたちが戦争に行くことになるかもしれない、戦争に行き助けを求め、苦しみながら恐怖し、殺されてゆく姿を想像しただけで気が狂いそうになります。私は母親です。子ども達の笑顔を守る責任があります。

国民の意思も確認せず、安保法案を「強行可決」に持ち込んだ政府は許せません。いま、私は安保法制のせいで「私たちの生命、自由及び幸福追求の権利を奪われる」のではないかと危惧し恐ろしく思っています。精神的苦痛を味わっています。政府が今やっていること全てに対して不信感しかありません。国民を駒としてしか考えていない政府に怒りを感じています。私たちは彼らの道具ではありません。命を何だと思っているのでしょうか。国民の為というのなら、もっと慎重に1人1人の意思、意見を聞き、深く考えるべきなのではないでしょうか？ 思いやりを全く感じません。

先人達が命をかけ、命を落として、愛しい者を失い、優しい未来を思い浮かべながら築き上げてくれた今の平和を無駄にするわけにはいきません。同じ誤りを繰り返すわけには行きません。私たち、今生きる者には子ども達、孫の代まで続く優しい今を残していかなければなりません。私のこの声が届か

ないのであれば、弱者の気持ちなど聞くなど最初から全くないのでしょう。政府には国民が笑顔で夢を持って生きていける日本を創ってほしいのです。力や恐怖で支配しても憎しみを生むだけです。命より大切なものは、この世には存在しません。

\*\*\*\*\*

## 陳 述 書

平成28年12月21日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告 松本 英俊

私は、本訴訟、安全保障法制にもとづく自衛隊派兵差し止め等請求事件に加わったわけをお話しします。

私は、先の太平洋戦争で被害を受けた者の一人です。戦争で父をなくした者です。

父は、昭和19年に30歳で応召しました。そのとき、母は5歳、0歳の乳飲み子らを抱え、配給制度の中、大変な苦勞をしました。父は、昭和20年8月15日の終戦日から11月まで連絡が取れず、結局、11月9日に朝鮮プサン港から日本に帰還する船上で病死しました。父は、小さい子どもを残し死ななければならなかったことは、残念無念であったろうと察します。それか、私たちは母子家庭となり、戦後の混乱の中、やっとの思いで生き延びてきました。私にとっては、6歳から父という対象を喪失する苦しい状況が続きました。

私は、昭和21年4月、小学校に入学しました。小学校3年生までは、「父が、何故、戦争で死ななければならぬのか」について、漠然とした疑問でした。4年生になって、担任の先生から戦争から帰られた若い先生になりました。そ

の先生は、細く長い棒を持って授業を行い、ときどきチョークが飛ばすような先生でした。私の心の中に少しずつ父の死について疑問の塊が強くなり、私と担任の先生との間に緊張関係が埋まれてきました。私の表情や振る舞いが先生の気持ちを刺激していったものと思います。5年生、6年生と成長するにつれて、担任の先生との関係が重苦しくなりました。学校に登校するのが苦しくなる日々もありました。それでも負けてはいけないと踏ん張り、何とか小学校を卒業しました。

中学校ではバレー部の顧問と様々な話ができて、心のざわめきは少し落ち着きました。それでも「戦争で死ぬ」という事実は、少年には了解するのが困難でありました。高校2年の運動会で、仮装行列をすることになり、私たちのクラスのテーマは「戦争と平和」と決定し、それぞれの意見を述べ合い、戦争被害だけでなく平和をどう表現するかで議論となりました。その平和についての議論の中で、私の心情は落ち着いてきました。クラス全体で平和について語り合うことが、父の死を了解できる機会をつくってくれました。

私は、その後、大阪市立大学に入学し、教養課程で、日本国憲法の講義を黒田了一教授から受けました。この講義を通じて、父の死を含む300万人の人々の人生を土台として憲法9条があり、二度と戦争しない国づくりが進んだことを了解しました。そして社会福祉学の権威、岡村重夫教授と出会い、社会福祉の道へ導かれ、50年の師弟関係を持つことができました。岡村先生には、父の代わりのような存在としてmつよい親和感を覚えました。

昭和56年に大学の教員になり、社会福祉学を享受するに当たり、社会福祉を実践が可能にあるのは、国の平和政策があつてのことであると、憲法の平和主義を語り続けました。

私は72歳で大学を引退し、余生を送っておりました。

ところが、安倍政権の姑息なやり方で、戦争政策が始まりました。私は自分の人格が引き裂かれるような感覚に襲われています。心が煮えたぎる思いでい

ます。このままだと、自衛官の戦死は避けられず、父を失う子どもたちが出て、私と同じ精神的苦痛を背負う少年たちが出てしまう。じっとしていけない。何かをしなければならぬと強く思うようになりました。憲法学者は、樋口陽一氏のコメントの中に、「それでも憲法9条は厳然と存在している。私たちは、保守でなければならぬ」を見つけて、勇気が湧いてきました。私は、司法の世界におられる人たちとともに闘うことを決意しました。幸いにして、安保健法違憲訴訟広島会の皆さんと一緒に、本訴訟を闘い、安全保障法制にもとづく自衛隊派遣差止め訴訟に勝利すべく努力します。

以上で、私の陳述を終わります。

\*\*\*\*\*

平成28年（行ウ）第23号 安全保障法に基づく自衛隊派遣差止等請求事件  
原告 杉林晴彦外164名府中市久佐町財産区外4名  
被告 国

## 代理人意見書

2016年12月21日

広島地方裁判所第3部合3係 御中

原告代理人弁護士 山 田 延 廣

頭書事件の開始にあたり、弁護人を代表して次のとおり、意見を述べます。

### 1、はじめに

本件訴訟は、集団的自衛権を容認する「安全保障法」なる一連の法律に基



く自衛隊の海外派遣が憲法違反であるか否かを争点とするいわゆる「憲法訴訟」です。

原告等は、憲法 8 1 条が「（裁判所は、）一切の法律…または処分が憲法に適合するか否かを決定する権限を有する」との規定に基づき、この安全保障法制が憲法に違反する旨明確に判断したうえ、これら法律に基づき自衛隊の海外派遣を差止るよう求めているものです。

## 2、原告等の思い

原告等 1 6 5 名の本件訴訟を提起に至った思いは、本訴状の「請求の原因」第 1、1 項「なぜ本件訴訟を提起したか」に記載し、また、先に原告等が意見を述べたとおりです。

ある者は、自らの苦しくも、かつ哀しい戦争体験に基づき、ある者は、原爆で親族を亡くした経験から、国家の戦争行為によりあの苦しい生活を味わいたくないし、他の者にも味わせてはならないと考えているのです。

そして、①憲法 9 条に基づいて、世界の中で 7 0 年間以上にわたり、軍事的な行為によって他国の人を殺したり、殺されたりしたことのないこの国の平和主義に大きな価値と名誉を感じており、これを損ないたくないこと、②紛争の解決を暴力に訴えないことこそが、世界の人々から尊敬され、信頼される国になるための最善の方法であり、そういう国を創りたいと考えていること、③一旦、戦争状態になると国民は冷静さを忘れ、相手方に敵意を抱き、お互いに暴走を始めてしまい、この結果、多くの人々が命を奪われたり傷ついてしまう、これが戦争の哀しい歴史であること、④このような悲しみを次の世代らに味合わせたくないと考えていること、これらが原告らの共通した思いなのです。

この思いから、居ても立ってもおられない気持ちとなり、本件訴訟を提起したものです。この思いは、単なるユートピア的発想でもなく、あの悲惨な太平洋戦争や原爆被害を経験した広島県民や岩国基地の近隣に居住する人々

の崇高で、かつ、普遍的な願いであろう思います。

### 3、集団的自衛権の容認は憲法に反すること

ご存じのとおり、日本は、戦争の歴史を繰り返して朝鮮半島を植民地化し、中国や東南アジアに戦争を拡大した結果、太平洋戦争では2000万人ものアジアの人々の命を奪い、そして日本も広島・長崎への原爆投下を受けて310万にももの犠牲者を出したのです。

その結果、「もう戦争はコリゴリだ」というのが国民の心の底から叫びであり、二度とこのような戦争は繰り返さないという誓いこそが憲法9条、及び前文の規定として結実したのです。

その後、憲法9条を巡り様々な意見が出されましたが、歴代の政府は、憲法9条、特に、9条2項の趣旨からして、個別的自衛権の行使は厳格な要件の下にのみ認められるものの、集団的自衛権は専守防衛の概念の範疇外であるとして一貫してこれを認めてこなかったのです。これが国会を通じた政府の有権的な解釈とされてきたのです。

ところが、突然、安倍内閣の意向によりこの憲法解釈が変更され、今回の安全保障法が提案されて多数決によって制定されてしまったのです。この憲法という根本的な法規が一内閣が自由に換えられるというのであれば、法治国家とはいえません。

また、政府は、庶民に対しては、遵法精神を強調して盗み行為一つでも厳罰に処しているのに、我が身は勝手に憲法解釈を変えて、戦争できる国造りを行ったことは不問にされるというのであれば、国民の憲法や法律を護るべきだという遵法精神さえも損なう結果となります。

### 4、違憲判決を下すべきであること

最高裁を頂点とする裁判所は、これまで砂川判決などを通じて、「高度の政治性を有するものに対し違憲か否かの判断は司法裁判所の審査には原則としてなじまない」として、司法判断を回避してきました。このことは、私

も法律家として承知しています。

しかし、この砂川判決でも、「一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは」と限定しているのです。本件安全保障法は、先に述べたとおり、歴代の政府解釈と明らかに異なった解釈を行っており、この「一見明白な場合」に該当するはずです。

そして、そもそも、国会の多数が憲法に違反する安全保障政策を進めた結果、市民の基本的人権を侵害する事態となれば、それがいかに高度の政治的な問題であろうとも、司法的な救済を図ることが法律家に与えられた使命であるはずです。それは、弁護士であろうと、裁判官であろうと、検察官であろうと変わらないものと考えます。

裁判所におかれては、この問題について、正面から取り組んだ上うえで憲法判断をするよう求めて意見を終えます。

以 上

